



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2020年4月29日

LT会報第20-11号(総第205号)

LTグループ

2019年度住所を有しない居住者の個人所得税確定申告について

現在、2019年度中国個人所得税法改正後初めてとなる個人所得税確定申告がピークを迎えています。税法改正後の外国人個人所得税確定申告業務にどう対応するか、ここでは、住所を有しない居住者の場合の注意事項についてご紹介します。

一、「住所を有しない居住者」、「年度確定申告」とは？

①「住所を有しない居住者」とは中国国内に住所を有しないが一納税年度内に中国内に居住した日数が累計で満183日に達する個人を指す。(日数の計算方法：中国内での滞在が満24時間になった日を中国内居住日数と計算し、中国内での滞在が24時間未満の日は中国内居住日数にいれない。)

また、「中国国内に住所を有しない」とは、戸籍、家庭、および経済的な利益関係により、中国国内で継続的に居住しないことを言う。一般的な例として、仕事、学業、親族訪問、旅行等で中国に居住/滞在するが、これらの理由がなくなったら中国を離れる場合、中国内に住所を有さないものとみなす。

②「年度確定申告」(中国語：年度汇算清缴)とは、居住者個人(住所を有する、住所を有しない場合を含む)が、一納税年度内に得た賃金・給与所得、労務報酬所得、原稿報酬所得、ライセンス使用料所得の4項目の所得(以下「総合所得」という)を合算して1年分として最終的に納税する個人所得税について、同納税年度に前納した税金を控除し、還付又は追加課税する税額を計算し、税務署に申告し、納税する行為である。

二、確定申告期間及び方法

1. 確定申告期間：2020年3月1日～2020年6月30日

(なお、新型コロナの影響により2020年4月1日から開始)

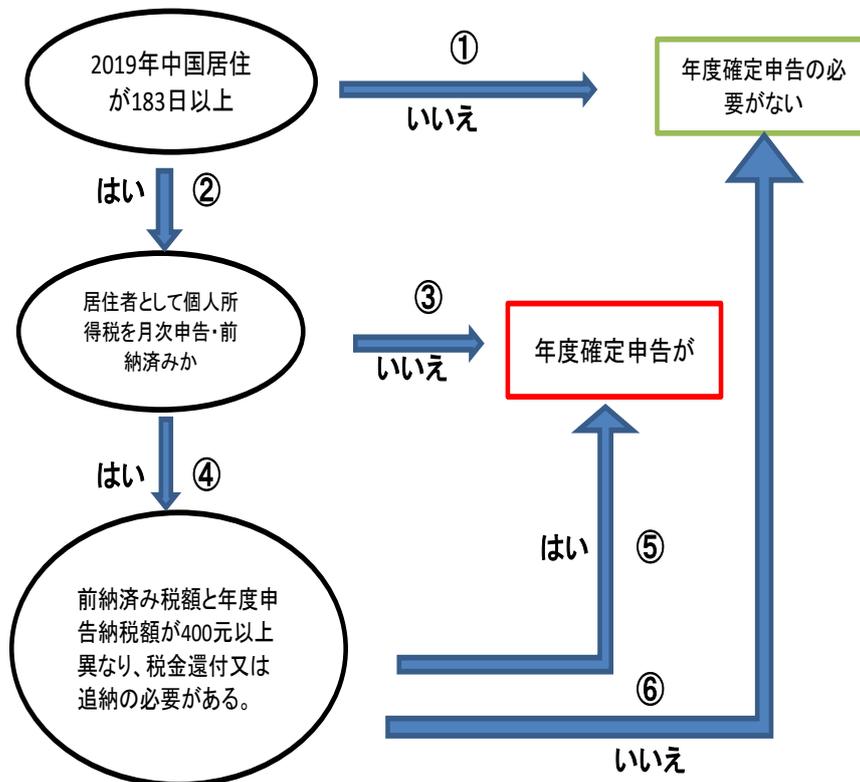
2. 確定申告方法：納税者が自己申告、代理納税義務者が一括申告、代理人に委託申告

★注意点：

- ① 企業が社員個人の年度確定申告を代理手続きする場合、企業は2020年4月30日までに必要書類を確認しなければならない。
- ② 住所を有しない居住者個人が総合所得を得た翌年の3月1日までに出国する場合、出国前に年度申告納税をすることができる。



三、住所を有しない居住者個人が確定申告をする必要があるかどうかの判断



四、年度確定申告納税の計算例

2019 年度確定申告納税の計算式：

2019 年度還付又は追納税額の計算＝〔（総合所得収入額－60000 元－ “三险一金” 等特別項目控除－子女教育等特別項目附加控除－法定のその他控除－公益慈善事業寄付）×適用税率－速算控数〕－2019 年前納済税額

例：A 君は 2019 年 1 月、日本本社から中国に派遣され、上海で 5 ヶ月間勤務、毎月の税込み給与は 30,000 元と予定していた。赴任後に予定変更し、実際には上海で 8 ヶ月間勤務して帰国、その間 6 月に夏季賞与 30,000 元を受給。2019 年度の実際の中国での居住日数は 183 日以上で、その他の収入や経費の控除はない。

① 年初の計画では中国に 5 ヶ月間の滞在で 183 日未満であり、2019 年度の月次申告は非居住者個人所得税として申告し、前納の明細は下記の通り：

1-8 月：各月の給与個人所得税＝（30,000-5,000）×20%-1,410 = 3,590 元



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

$$\begin{aligned} \text{6月：賞与課税額} &= [(\text{賞与収入額} \div 6) \times \text{適用税率} - \text{速算控除数}] \times 6 \\ &= [(30,000 \div 6) \times 10\% - 210] \times 6 = 1,740 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\text{2019年度前納済み税額} = 3,590 \times 8 + 1,740 = 30,460 \text{ 円}$$

- ② 実際には8月末に帰国したため居住日数が183日以上となり、年度確定申告が必要になり、下記の通りに申告すべき：

$$\text{賃金・給与所得税} = (30,000 \times 8 - 60,000) \times 20\% - 16,920 = 19,080 \text{ 円}$$

賞与を年一回の賞与にし（在中183日以上で住所を有しない居住者になると年一回の賞与優遇を受けられる）

$$\text{年一回賞与個人所得税} = 30,000 \times 3\% = 900 \text{ 円}$$

$$\text{2019年度確定申告後、還付税額} = 30,460 - (19,080 + 900) = 10,480 \text{ 円}$$

五、ご提案

2019年度確定申告は個人所得税制改正後初の実施であり、企業にも個人にも全く新しい取り組みです。当社の長年の経験から、下記のいくつかの要点にご留意いただき、個人所得税確定申告を合理的かつ速やかにお取扱いされるようお勧めします。

- (1) 社員の状況に応じて、企業が代理申告する社員リストを作成し、書面で確認書を取りつけます。
- (2) 社員には事前に次の必要書類を準備してもらいます。本企業以外で得た総収入、特別附加控除、その他控除（年金、条件を満たす健康保険又は納税延期養老保険）、寄付、優遇税制、納税済み税額など関連情報又は資料書類。
- (3) 企業又は個人が正確に申告できない、或いは速やかに手続きができない場合は、早めに代理事業者に委託することをお勧めします。

以 上